

令和3年 第21回  
教育委員会臨時会会議録

令和3年9月27日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2573号  
令和3年第21回臨時会

日 時 令和3年9月27日(月) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室(テレビ会議)

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	佐 藤 博 史
	図書文化財課長	江 村 信 行
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	大 石 哲 奈

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 審査請求に係る決定について(非公開)
- 2 港区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の委任に関する規則等について
- 3 港区教育委員会事案専決規程の一部改正について
- 4 港区教育委員会文書管理規程等の一部改正について
- 5 令和3年度港区指定文化財の指定について
- 6 港区立みなと科学館の特別投影の使用料について

日程第2 報告事項

- 1 10月教育人事企画課事業予定について
- 2 後援名義等の8月使用承認について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について
- 6 図書館の8月分利用実績について

- 7 図書館・郷土歴史館の8月行事实績について
- 8 図書館・郷土歴史館の10月行事予定について
- 9 みなと科学館の8月利用状況について

「開会」

○教育長 ただいまから令和3年第21回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 まず、本日の運営について、お諮りします。

審議事項第1「審査請求に係る決定について」は非公開での審議としたいと思います。

以上のことについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第1については港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、非公開といたします。

それでは、日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 審査請求に係る決定について(非公開)

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

日程第2 協議事項

2 港区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の委任に関する規則等について

○教育長 それでは、議案第67号「港区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の委任に関する規則等について」説明をお願いいたします。

○教育室長 それでは議案第67号「港区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の委任に関する規則等について」ご審議いただきます。資料ナンバー2の3を御覧ください。

教育委員会に係る訴訟についての権限を教育長に委任し、訴訟に係る事務を教育委員会事務局の職員が代理して行うための規則を制定し、関連条項を改正いたします。

1の背景です。現在の港区教育委員会の権限委任に関する規則に、訴訟に関することが規定されていないため、喫緊の訴訟に備えるための対応として、訴訟遂行行為を教育長に委任するための規則を別途、新たに制定することといたします。併せて、港区教育委員会の権限委任に関する規則についても、関連条項を改正いたします。

2の「制定・改正する規則」です。制定する規則は港区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の委任に関する規則です。改正する規則は、港区教育委員会の権限委任に関する規則です。

3の「規則の概要・改正点」です。訴訟遂行行為の委任に関する規則につきましては、ア、教育委員会が行う訴訟遂行行為については、教育長に委任します。イ、必要と認める事項について、教

育委員会に報告します、という内容です。港区教育委員会の権限委任に関する規則については、規則に定めるもののほか、特別の定めがあるものにも教育委員会に権限に属する事務の一部を委任することができるようにします。

資料の2の2ページ目が、訴訟遂行行為の委任に関する規則の規則（案）となります。資料2-2は、権限委任に関する規則の新旧対照表となります。第1条中、「ついでに、」の下に「特別な定めがあるものを除くほか」を加えます。

資料2-3にお戻りください。4の「施行日」は交付の日といたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 では私から。訴訟に対しては教育委員会として対応する。現実的に、それはそうなっている。

一方で、この教育長への委任というのは例えば今回の緊急事態宣言の対応のように、比較的緊急に、即時に対応しなければいけないものか。即時の対応が必要、その方が実効的という判断ということでもいいと思います。

逆に、その心配が起こるものではない。しかも、月に2回、現実的に教育委員会を行っているという現状の中で、そこまで1日を争って判断をしなければいけないというものでなければ、あえて委任という形をそうしなくてもいいのではないかというように思うんですが、その点は今後、色々な事項を考える上で、基本的な考え方として、一回確認しておくというふうにちょっと思ったので……。こういう訴えはどうか。

○教育長室長 ありがとうございます。こちら、裁判、訴訟につきましては、長期にわたるものであったり、またその訴訟に係る事務につきましても、職員が代理して行うためにつなげるものとしては、今回のこの行為があることで、代理になること、また権限についても許されるということが明確になることで、訴訟についての対応が進んでいくものと考えます。

当然、今、山内先生がおっしゃったように、月2回開かれている中で、訴訟の状況につきましては、逐一ご報告も含めてしてまいりますけれども、体制としましては、教育長に全権が委任され、さらにその委任された教育長から、事務局の職員が代理して訴訟に係る事務を行うことができるという形での整理となりますので、本件につきましてはしっかりと押さえながら進めていきたいというものは変わりませんので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○教育長 山内委員、よろしいでしょうか。

○山内委員 基本的には分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○寺原委員 すみません。今後のため確認だけ、私も。

今のご説明の中で、教育長専決にすると、そこからまた再委任で事務局の皆様にご具体的な委任をして、行動が取りやすいとおっしゃったんですけれども、教育長に専決しなくて、教育委員会のままで、教育委員会から事務局の皆様にご具体的には色々やっていただくという。

普段そんな感じだと思うんですけども、それとはまた違うのでしょうか。

○教育長室長 我々といましては、教育委員会に委任するには、都度、教育委員会、教育委員会事務局の方の職員に事務委任するには、教育委員会を招集して委任するという形では、これまで、そういう形となっております。

今まで、教育委員会のみ訴訟というものがなかったので、区長部局とともに動いていたことから、文書係の方が事務員にされていましたが、教育委員会のみを訴えられた場合には、都度教育委員会を開き、そこで委任行為という形となっていたものを、今回の制定でスムーズに、即座にできるというものを整えたのでございます。

○寺原委員 、分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第67号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第67号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

### 3 港区教育委員会事案専決規定の一部改正について

○教育長 次に、議案第68号「港区教育委員会事案専決規定の一部改正について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第68号「港区教育委員会事案専決規程の一部改正について」ご審議いただきます。資料3-3を御覧ください。港区教育委員会の権限に属する訴訟遂行行為の委任に関する規則との整合性を図るため、港区教育委員会事案専決規定一部を改正いたします。

1の「改正概要」です。規則の制定に伴い、これまで委員会議決事案としていた訴訟等に関する事案のうち、教育長に委任された事項に関する事案について、教育長専決事案へと変更するため、港区教育委員会事案専決規程を改正することといたします。

資料3-2を御覧ください。別表の中の14項を改めます。教育長専決事項に「代理人の指定及び選任に関する事」が記載されます。

資料3-3にお戻りください。2の「施行日」は、令和3年9月27日といたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第68号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第68号については、原案どおり可決することに決定

をいたしました。

#### 4 港区教育委員会文書管理規程等の一部改正について

○教育長 次に議案第69号「港区教育委員会文書管理規程等の一部改正について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 議案第69号「港区教育委員会文書管理規定等の一部改正について」ご審議いただきます。資料ナンバー4-3を御覧ください。文書等について、的確な收受処理につなげるため、收受印の押印が必要な文書についての考え方を整理し、「港区文書管理規程」を改正し、関連情報を改正いたします。

「改正の背景」です。令和3年7月19日付、議案第48号による「港区教育委員会文書管理規程」等の改正後、港区文書管理規程における收受の押印が必要な文書についての考え方が整理され、併せて関連条項が改正されることになりました。教育委員会所管のものにつきましても、改めて関連条項を改正いたします。

「改正理由」です。全ての文書等に收受印の押印が必要と規定していましたが、名宛人の表示がない文書への收受印の必要性について、実態や他の自治体の状況、法的側面から再度検討の結果、名宛人の表示のない文書等を除いた全ての文書について、收受印の押印が必要とするという整理することといたしました。

3の「改正する訓令」は、港区委員会文書管理規程並びに港区立学校文書管理規程です。

4の「改正内容」です。資料ナンバー4-2を御覧ください。改正案、第15条第1項にて「收受印の押印が必要な文書」から、「名宛人の表示がない文書」を除きます。

資料ナンバー4-3にお戻りください。5の「施行日」は令和3年10月1日といたします。説明は以上です。ご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。議案第69号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第69号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

#### 4 令和3年度港区指定文化財の指定について

○教育長 次に議案第70号、「令和3年度港区指定文化財の指定について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「令和3年度港区規定文化財の指定について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー5を御覧いただけますでしょうか。

本件は、本年7月19日開催の令和3年の第7回港区教育委員会定例会におきまして、協議事項として、港区文化財保護審議会に対して諮問することについてご審議を頂いたものでございます。

1枚目、「審議内容」です。港区文化財保護審議会から答申を受けた、次の有形文化財について、港区文化財保護条例第4条の規定に基づき、港区指定文化財に指定します。

項番の1、「答申」は別件のとおりでございます。

項番の2、「指定文化財」です。(1)種別、有形文化財 建造物。名称、高輪プリンスホテル観音堂・鐘楼・山門。員数は3棟です。所有者は株式会社プリンスホテル、所在の場所は記載のとおりでございます。

(2)種別、有形文化財 書跡。名称、増上寺所蔵浄土三部経(紺紙金字)。員数4点。所有者は宗教法人増上寺です。所在の場所は記載のとおりです。

(3)種別、有形文化財 歴史資料。名称は品川台場関連資料。員数31枚、所有者は港区教育委員会、所在の場所は記載のとおりです。

項番の3、周知方法(予定)です。本日の教育委員会審議後、9月下旬に告示をいたします。(1)「広報みなど」から(5)ツイッター等、SNSまで、11月1日に掲載する予定でございます。

次の頁を御覧ください。港区文化財保護審議会の答申でございます。こちらの方はご参照いただければと存じます。別紙1から3、7枚目から9枚目でございますけれども、そちらの方に、各文化財の写真を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。原案第70号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第70号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

##### 5 港区区立みなと科学館の特別投影の使用料について

○教育長 次に、議案第71号「港区区立みなと科学館の特別投影の使用料について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは議案ナンバー71号、資料ナンバー6を御覧ください。「港区立みなと科学館の特別投影の使用料について」ご審議を頂きたいと思っております。「星空コンサート」といって、港区立みなと科学館条例の第11条に基づいて、この使用料を以下のとおりに決定したいと思っております。

項番1を御覧ください。今回の名称は「星空コンサート」となっております。

内容はプラネタリウム内で星空の映像の中、生演奏を行います。2回ございまして、10月5日

火曜日が6時半から7時半でハーブ、60名の定員。10月7日が同じ時間帯の6時半から7時半で、アコーディオンで60人。飛沫感染等を考えてこの楽器を選抜させていただいてございます。事前予約制ということになってございます。

使用料ですが、大人が1,100円、小中学生がその半分の100円以下切捨てで500円となっております。

また今回の星空コンサートは、サントリーホール、森ビル株式会社が主催する「ARK Hills Music Week」、昨年度も実は参加しているのですけれども、こちらの方の一環として、実施をさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、特別投影を中止する場合がありますということで、周知をさせていただきます。2ページ目に科学館条例の使用料についての11条を載せさせていただきます。

参考のところに資料をつけさせていただいていますが、一般投影は大人が600円、子ども、小中学生が100円となっております。今回は65歳以上、障害者の方、あとその介助の方は使用料が免除となっております。

プラネタリウムは、今、感染症対策の一環として、60名を定員としてございますのでその旨を書かせていただいております。

投影の経費と使用料の算出についてということで、出演料、職員人件費、光熱費を出して、それを1回当たりで割ってという形になると、今回1,103円となりまして、100円以下が切捨てとなりますので、1,100円という形で考えさせていただきました。

簡単ですが、以上になります。よろしくご審議の程をお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第71号について、原案どおり可決することにご意見はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第71号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

## 日程第2 報告事項

- 1 10月教育人事企画課事業予定について
- 2 後援名義等の8月使用承認について
- 3 生涯学習スポーツ振興課の8月事業実績について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の10月事業予定について
- 6 図書館の8月分利用実績について

- 7 図書館・郷土歴史館の8月行事実績について
- 8 図書館・郷土歴史館の10月行事予定について
- 9 みなと科学館の8月利用状況について

○教育長 それでは日程の第2、報告事項に入ります。「10月教育人事企画課事業予定について」から「みなと科学館の8月利用状況について」まで、計9件の定期報告については、配布資料のとおりとさせていただきます。

中身をご確認いただいて、各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 では私から一言。

○教育長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 郷土歴史館の色々な取組に興味深く……しております。その中で気がついたのが、7月30日から8月18日が「港区語り部の会」の方々のインタビューを公開するというのをしていた、ということですね。こういう取組って非常に重要ですし、ぜひ、色々なインタビューの映像ですね。そのきちんとした保存。散逸しないように改めて丁寧にやっていただけたらいいなど……。

というのが、ちょうどここに出ている神代さん。ずっともう最近まで大変にお元気にいらっしゃいましたが、実は8月の中旬に急逝されて、お亡くなりになりました。そういう方々が段々本当に減ってきている。そういう意味でも、こういう方々の色々なインタビューの動画が必要な資料になりますので、ぜひ今後引き続き、そういう動画の保管というか、それを丁寧にやっていただければと、一言だけ申し上げます。

○図書文化財課長 ご意見、本当にありがとうございます。平和の語り部の会の方は、オーラルヒストリーという形で、語り部のお話を録画して、録音して保存するというそういう郷土歴史館の取組として始めたものです。今、先生おっしゃいましたとおり、神代さん、8月にお亡くなりになりました。実は6月まで港区平和青年団の高校生ともお元気に交流をしていただいたんですけども、8月に本当に急にお亡くなりになり、99歳ということで、学徒出陣を経験された世代ということになるかと思えます。私も何度もお目にかかったことがあります。

そういう方々を含めまして、もう少しお若い世代の方が今、平和の語り部の会の活動をされています。そういう方々のお話を含めまして、引き続きオーラルヒストリーについては、郷土歴史館としても、どんどん収録をして、きちんとした形で保存していきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。

○山内委員 もし、そういう高校生に向けて、お話しされたときの映像とかも色々、色々な場面で撮っていれば、そういうものを含めて、また広げて保存されるといいと思えます。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

では、報告事項は以上とさせていただきます。本日予定をしている審議事項、報告事項は全て終了しましたが、委員、または説明員の皆様から、その他何かございますでしょうか。

○図書文化財課長 高輪築堤跡についての港区教育委員会の考え方につきまして、ご説明をしてお

きたいと思います。

9月19日の日、高輪築堤見学会に先生方においでいただきまして、誠にありがとうございました。

実はその直前の9月17日、金曜日に高輪築堤を国の史跡にするという告示がなされました。史跡の名称としては「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」という形で官報に告示がなされました。これを持ちまして、正式に高輪築堤が、国の史跡としての効力を持つということになりました。

ですので、今回、これを節目としまして、港区のホームページ、郷土歴史館のホームページの方でございしますが、そちらに告示がされたということを記載するとともに、港区教育委員会の考え方を、こちらをお送りしました資料のとおり記載をして、アップをしたいと考えております。

現行と改正案という形で書いてありますけれども、後段の方です。特に下線部の部分でございしますが、令和3年8月23日、文化審議会は国、高輪築堤跡を国史跡にするように文部科学大臣に答申しました。これを受けて、令和3年9月17日、国史跡「旧新橋停車場跡」に追加指定し、史跡の名称を「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」とすることが告示されました。

高輪築堤跡が国史跡に指定されたことは誠に喜ばしいことです。

港区教育委員会は指定範囲の遺構について、文化遺産として万全の保護を図るとともに、範囲外の遺構についてもできる限り保護するよう引き続き求めてまいります。

このことをホームページに記載をいたしまして、お知らせしたいと思います。以上でございします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○山内委員 この改正案の範囲外の部分というのが非常に重要ですので、これはこれでいいと思います。あと一つ、今までに色々な学会から、教育委員会に宛てて色々な、非常に内容としては適切な意見とか要望があったと思うんですけれども、それに対しての回答というのはしないままでいいのでしょうか。

○図書文化財課長 こういう形で、港区の考え方をホームページで知らせますので、お知らせするというのを、各学会の方にもお知らせをしておきたいと思っております。

○山内委員 基本的には、やはり各学会が資料的な、歴史的な価値をきちんと評価しているということ自体が非常に重要なことなので、それがあつた種の正当性を示すものと言えます。更にこの範囲外の遺構について保護することを引き続き求めるということは、ある意味で認識は同じ認識です。

ですから、そこに対しては誠実にきちんと回答して、こちらの姿勢をきちんとお伝えすることを続けることが大事だと思うので、そこは丁寧にやっていたらいいと思います。

○図書文化財課長 かしこまりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 それでは、なければこれを持ちまして、臨時会の方は閉会とさせていただきます。

次回は定例会、これを10月19日月曜日10時から開催予定ですので、よろしく願いいたし

ます。お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博